7　児童虐待防止対策専門官は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校における児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待をいう。）の防止のための対策に関する専門的事項についての調査、指導及び助言（総合教育政策局及び特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）に当たる。

8　［略］

（特別支援教育企画官、特別支援教育調査官及び医療的ケア対策専門官）

第二十八条　特別支援教育課に、特別支援教育企画官一人、特別支援教育調査官七人及び医療的ケア対策専門官一人を置く。

2～4　［略］

第二十九条　削除

（教科書企画官、教科書制度改革専門官、訟務専門官及び教科書検定調整専門官）

第三十条　教科書課に、教科書企画官、教科書制度改革専門官、訟務専門官及び教科書検定調整専門官それぞれ一人を置く。

2～5　［略］

［項を削る。］

（高校修学支援企画官、産業教育振興企画官、産業教育調査官及び教科調査官）

第三十二条　初等中等教育局に、高校修学支援企画官、産業教育振興企画官及び産業教育調査官それぞれ一人並びに教科調査官七人を置く。

2　［略］

3　高校修学支援企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち次に掲げるものを助ける。

一　高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）の施行に関すること。

二　生徒（専修学校の専門課程の生徒を除く。）の奨学に関すること。

4～6　［略］

（私学共済室）

第四十二条　［略］

2　［略］

3　私学共済室に、室長及び共済調査官一人を置く。

4　［略］

［項を削る。］

6　児童虐待防止対策専門官は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校における児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待をいう。）の防止のための対策に関する専門的事項についての調査、指導及び助言（総合教育政策局、特別支援教育課及び生徒指導調査官の所掌に属するものを除く。）に当たる。

7　［同上］

（特別支援教育企画官、特別支援教育調査官及び医療的ケア対策専門官）

第二十八条　特別支援教育課に、特別支援教育企画官一人、特別支援教育調査官八人及び医療的ケア対策専門官一人を置く。

2～4　［同上］

（高校修学支援室）

第二十九条　修学支援・教材課に、高校修学支援室を置く。

2　高校修学支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）の施行に関すること。

二　生徒（専修学校の専門課程の生徒を除く。）の奨学に関すること。

3　高校修学支援室に、室長を置く。

（教科書企画官、教科書制度改革専門官、訟務専門官、教科書検定調整専門官及び教科書情報専門官）

第三十条　教科書課に、教科書企画官、教科書制度改革専門官、訟務専門官、教科書検定調整専門官及び教科書情報専門官それぞれ一人を置く。

2～5　［同上］

6　教科書情報専門官は、教科用図書に係る情報の提供その他の専門的事項についての処理に当たる。

（産業教育振興企画官、産業教育調査官及び教科調査官）

第三十二条　初等中等教育局に、産業教育振興企画官一人、産業教育調査官一人及び教科調査官七人を置く。

2　［同上］

［項を加える。］

3～5　［同上］

（私学共済室）

第四十二条　［同上］

2　［同上］

3　私学共済室に、室長並びに共済調査官及び情報連携推進専門官それぞれ一人を置く。

4　［同上］

5　情報連携推進専門官は、私立学校教職員の共済制度に関する個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）の利用による情報の照会及び提供に係る専門的事項についての指導及び助言並びに連絡調整に当たる。